

2024（令和6）年4月からの 労働基準法時間外労働規制の適用 を見据え

- ・月単位の週休2日原則化へ経費補正刷新
- ・土日休みの成績評価も

⇒ 他産業に見劣りせず休日取得できる現場の実現を目指す！

■ 直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進

- (1) 週休2日の「質の向上」の拡大 ～他産業と遜色のない休日の確保～
 - ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、月単位の週休2日推進に向け補正係数を新設
 - ・完全週休2日（土日）の推進のため、実施企業に対し成績評定での加点措置を実施
- (2) 工事及び業務における現場環境改善 ～ウィークリースタンスの取組～
 - ・全ての工事及び事業を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定
- (3) 受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減
 - ・受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施
- (4) 時間外労働規制の適用に対応するための現場管理費の見直し
 - ・書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映
- (5) 移動時間を踏まえた積算の適正化
 - ・事業所や資材置き場から現場への移動時間を考慮した歩掛の見直し

■ 改定工種概要

<工事>

・ 土木工事標準歩掛

⇒新規制定【3工種】

⇒使用機械、労務等の変動により改定を行った工種【5工種】

⇒移動時間を踏まえた制定を行う工種【1工種】

・ 施工パッケージ型積算関係

⇒新規制定【1工種】

⇒日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【7工種】

⇒移動時間を踏まえた制定を行う工種【10工種】

・ 鋼橋製作工関係

⇒鋼橋製作工の副資材、鋼橋製作工及び横断歩道橋製作工の歩掛について改定

・ 建設機械損料

⇒実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定

<業務>

・ 設計業務等標準歩掛

⇒（地質）解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定

詳細につきましては、下記【参考リンク】よりご確認ください。

【参考リンク】

令和6年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定”

～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～”

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001070.html

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html

国土交通省 設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）“令和6年度”

https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_sekisan.html